

令和7年度 都道府県等入院者訪問支援事業担当者会議

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による精神保健福祉法の改正概要

(令和4年12月16日公布)

【公布日(令和4年12月16日)施行】

- ・ 目的規定における権利擁護の明確化

【令和5年4月1日施行】

- ・ 患者に対し身体に対する暴力等を行った者等を「家族等」の範囲から除外。
- ・ 医療保護入院等の患者及びその家族等に対し、書面での入院理由等の告知を義務化。

【令和6年4月1日施行】

(医療保護入院の入院手続等に関する事項)

- ・ 入院期間を法定化し、一定の要件を満たす場合は、入院期間を更新できる。
- ・ 家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合は、市町村長同意の依頼ができる。
- ・ 地域援助事業者の紹介を義務化。

(措置入院者の退院促進措置等に関する事項)

- ・ 退院後生活環境相談員の選任及び地域援助事業者の紹介を義務化。
- ・ 措置入院時の精神医療審査会での審査の実施。

(入院者訪問支援事業に関する事項)

- ・ 都道府県等は、市町村同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じ、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員による支援を行う事業を実施できる。

(虐待の防止に関する事項)

- ・ 精神科病院における虐待防止措置の義務化。
- ・ 精神科病院の業務従事者による虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化。

(精神保健に関する相談支援体制の整備に関する事項)

- ・ 都道府県等が実施する相談支援について、日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も支援対象に加える。
- ・ 都道府県は、市町村の精神保健に関する相談支援に関し、必要な援助を行うよう努める。

入院者訪問支援事業が創設された経緯

- 入院中の患者に対する意思決定及び意思の表明支援に関しては、代弁を含む実効性のある支援の在り方やその手法について、これまで様々な検討の場や研究事業等を通じて議論が重ねられてきた。

平成25年6月13日成立 平成25年6月19日公布	平成25年精神保健福祉法改正 附則第八条 「政府は（中略）精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」
平成24～27年度	障害者総合福祉推進事業においてモデル事業実施
平成29年2月8日	「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書 「医療保護入院や措置入院は、疾患による判断能力の低下により、治療に結びつきにくい精神疾患のある患者について、本人の同意に基づかない入院により治療を行う制度であるが、こうした制度の特性上、医療機関以外の第三者による意思決定支援等の権利擁護を行うことを検討することが適当である」
令和元年度～3年度	地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究 「精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究」（研究分担者：藤井千代）
令和4年6月9日	「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書 人権擁護の観点から、精神科病院に入院する患者を訪問し、相談に応じることで、医療機関外の面会交流を確保することが必要である。（当初は市町村長同意による医療保護入院者を中心に、精神科病院の理解のもと実施）
令和4年12月10日成立 令和4年12月16日公布	令和4年障害者総合支援法等の一部改正による精神保健福祉法の改正 第三十五条の二 入院者訪問支援事業の創設
令和4年度～6年度	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究 「精神障害者の権利擁護に関する研究」（研究分担者：藤井千代） <ul style="list-style-type: none">・入院者訪問支援事業創設を受け、研究成果に基づいた研修のあり方、講義資料の提案・事務局及び訪問支援員のフォローアップ等についての検討

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下「都道府県等」という。）

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援
傾聴、生活に関する相談、情報提供 等



※2人一組で精神科病院を訪問

都道府県等による選任・派遣

【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

入院者訪問支援事業の実施に向けてご留意いただきたいこと

- 本事業の趣旨及び目的は、支援対象者の求めに応じ、訪問支援員が話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、必要な情報提供等を行うことである。
- 事業の実施及び体制を検討する際には、精神科病院や市町村をはじめとする地域の各関係機関と連携・協力の上で体制整備を進めることが重要。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

（入院者訪問支援事業）

第三十五条の二 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち第三十三条第二項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事が選任した者をいう。次項及び次条において同じ。）が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業（第三項及び次条において「入院者訪問支援事業」という。）を行うことができる。

2 （略）

3 （略）

（支援体制の整備）

第三十五条の三 入院者訪問支援事業を行う都道府県は、精神科病院の協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならない。

訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県は、精神保健福祉法第35条の2に基づき、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。

訪問支援員養成研修



- ・訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・実施主体：都道府県等
- ・内容：省令及び通知に準拠



【講義】



訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する

【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



自自治体以外で開催された養成研修修了者を、入院者訪問支援員として選任する場合について

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者について、入院者訪問支援員として選任することが可能。
- 自自治体以外で開催された養成研修の修了者（※）を入院者訪問支援員として選任する場合は、当該修了者の受講確認を行うほか、受講した養成研修の内容が、都道府県知事が行う研修の内容を定めた精神保健福祉法施行規則第18条の2第1号から第3号までの内容が盛り込まれたものであり、かつ自自治体で行う養成研修の内容に準拠しているか等の確認を行ったうえで選任することが望ましい。
- ※ 具体例：県外から転入してきた他都道府県等の養成研修修了者、同一県内の指定都市で開催された養成研修修了者、圏域をまたぐ派遣を行う場合の他都道府県等の養成研修修了者、令和5年度実施の国の養成研修修了者等

※研修資料については以下のHPIに掲載済（QRコードからもアクセス可能）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00004.html



訪問支援員養成研修カリキュラム

	講義名	内容
講義	入院者訪問支援事業の概要	入院者訪問支援事業の概要
		入院者訪問支援の意義と目的
		入院者訪問支援の役割
		精神障害者の権利
		精神医療の現状と課題
		精神科病院管理者が入院者訪問支援事業に期待すること
講義	入院している人の体験	入院している人が体験すること
	入院者訪問支援事業の実践	入院者訪問支援の実践
		入院者訪問支援員が知っておくべき資源
演習	当事者の体験の共有	
	ロールプレイ	
	グループワーク	

- 講義はオンラインでの受講を可能とし、所要5時間程度とする
- 演習は原則対面で行い、所要6時間程度とする

※研修資料については以下のHPに掲載予定（QRコードからもアクセス可能）

入院者訪問支援事業 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00003.html

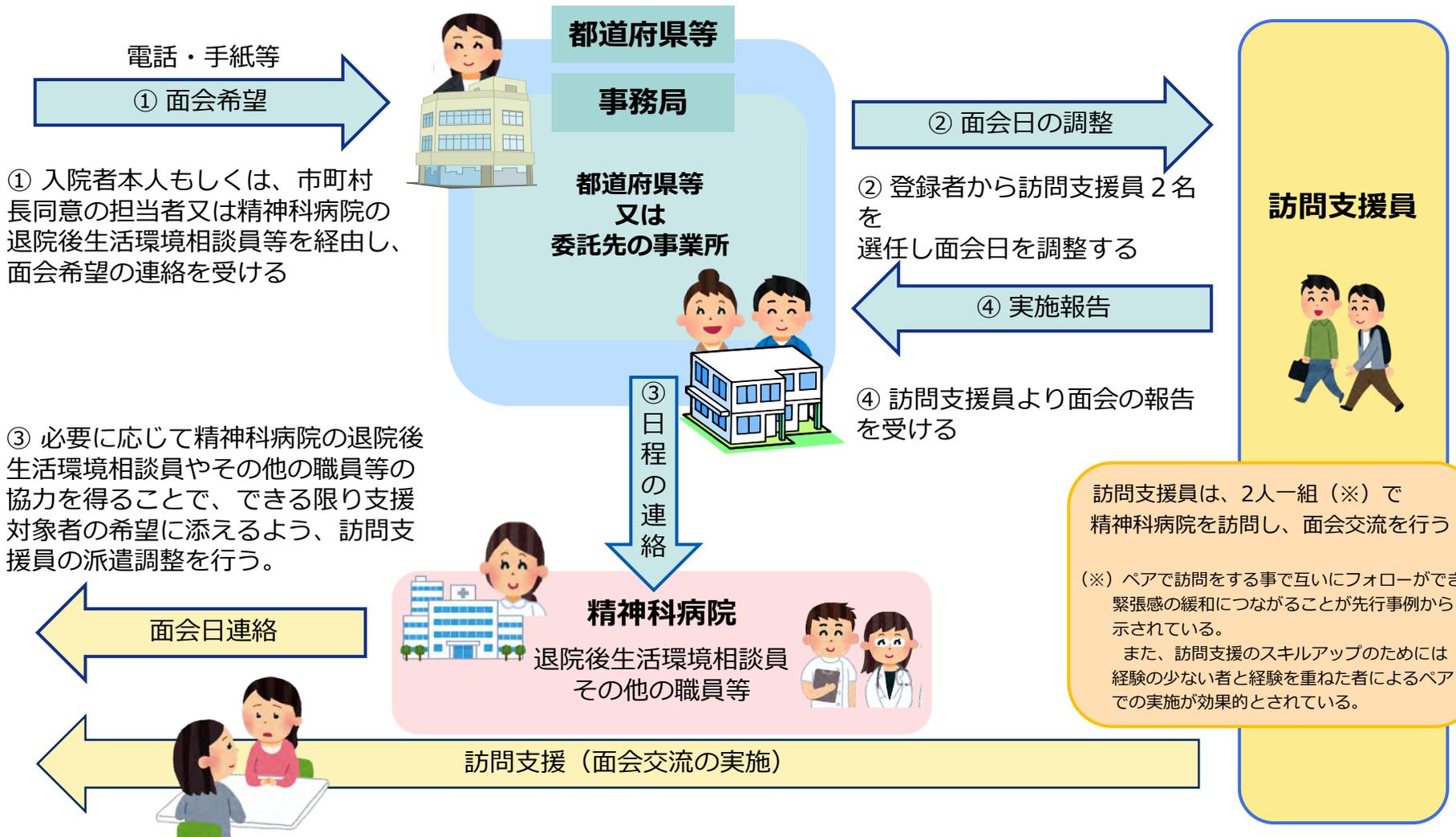


訪問支援員派遣の流れ

- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



市町村長同意による医療保護入院者等



入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。

市町村



- ・市町村長同意後の入院者との面会時にリーフレット等を用いて本事業を紹介する



精神科病院



- ・退院後生活環境相談員の選任の挨拶時や日々の支援の中でリーフレット等を用いて本事業を紹介する
- ・本事業の紹介・周知のための院内掲示を行う

厚生労働省

- ・HP等での広報

都道府県等

- ・市町村に対し、市町村長同意の入院者への面会時に本事業を紹介するよう依頼する
- ・精神科病院に対し、入院者へ退院後生活環境相談員やその他の職員等から本事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により当該事業の周知を図るよう依頼する。

協力依頼

協力依頼

本事業に係る会議

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

進め方の検討・見直し

推進会議

【目的】

運営を管理する者及び訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、その他有識者等

事業の推進と更なる充実

実務者会議

【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

(参考) 令和6年度入院者訪問支援事業運営研修

- 令和6年8月5日に、入院者訪問支援事業の開始に向けて、各自治体における円滑な事業運営のために必要な業務等を習得するための研修を開催しました。

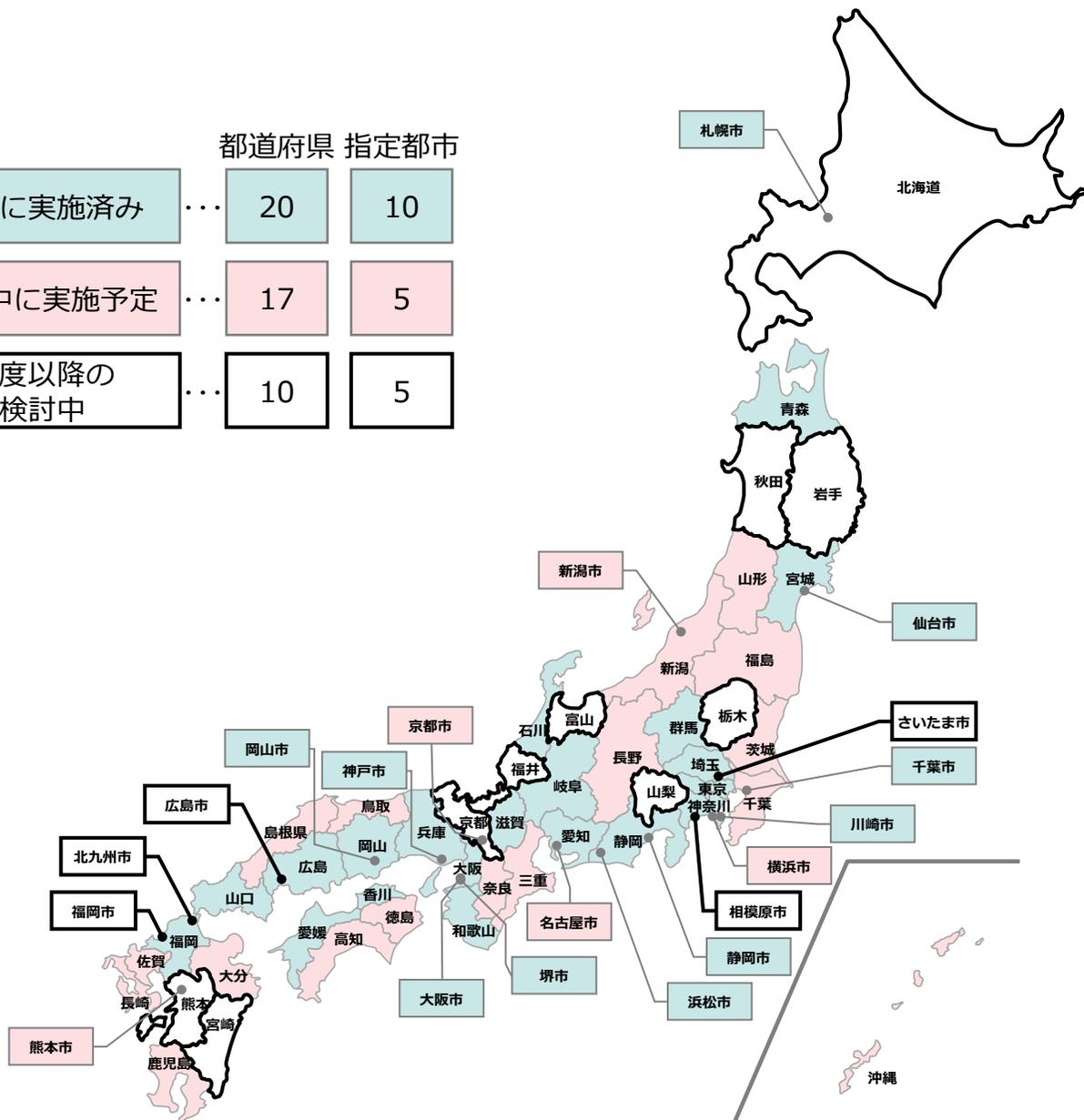
		次第	担当	内容
10:00~10:05	全体 (5分)	はじめに	厚生労働省	本研修の目的、達成目標を共有する
10:05~10:20	講義 (15分)	入院者訪問支援の意義と目的	国立精神・神経医療研究センター	<ul style="list-style-type: none"> 入院者訪問支援、これまでの経緯について 精神科アドボケイトの理念
10:20~10:50	講義 (30分)	入院者訪問支援事業の運営について	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度実施要領について 事務局運営等の実務について
10:50~12:00	講義 (70分)	実践報告 質疑応答 先行自治体の事業開始に向けた取組について	各事業担当者	<ul style="list-style-type: none"> 片岡美江氏 (岡山県保健医療部健康推進課) 佐藤裕美氏 (公益社団法人 慈恵会慈恵病院 生活福祉支援課) 澤野文彦氏 (一般社団法人 静岡県精神保健福祉士協会) 銭谷昌平氏 (札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課)
12:00~13:00	(60分)	昼休憩		
13:00~13:40	演習GW 1 (40分)	自治体間の意見交換	各班ファシリテーター	【テーマ】入院者訪問支援事業開始に向けて <ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 (参加者・自治体) 事業に期待すること 現在の準備状況 午前中の講義の感想
13:40~14:00	GW 2 (20分)	事業開始に向けた計画	各自治体	自治体ごとにロードマップの作成 ・午前中の講義を受け、事前課題のロードマップをブラッシュアップする
14:00~14:10	(10分)	休憩		
14:10~15:00	GW 3 (50分)	計画の共有・意見交換	各班ファシリテーター	グループ内にて計画を共有 ・GW 2で作成したロードマップをもとに、各自治体の状況 (計画・実施方法・課題等) を共有
15:00~15:20	共有 (20分)	各自治体の情報交換	全体	全体で情報交換 ・参加者が自由に動き、他自治体と情報交換 ・各自治体ごとに、説明者は自席に残り、他の参加者は自由に動きながら情報を収集する
15:20~15:55	全体 (35分)	各グループからの報告・質疑応答	各班ファシリテーター	各班ファシリテーターより以下の内容について発表 ・グループ内の意見交換の概要 ・全体をとおしてあがった質問に対する応答
15:55~16:00	全体 (5分)	終わりに	厚生労働省	

※令和6年度の研修資料については以下のHPに掲載 (QRコードからもアクセス可能)
 入院者訪問支援事業 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00005.html



入院者訪問支援員派遣状況（都道府県、指定都市）

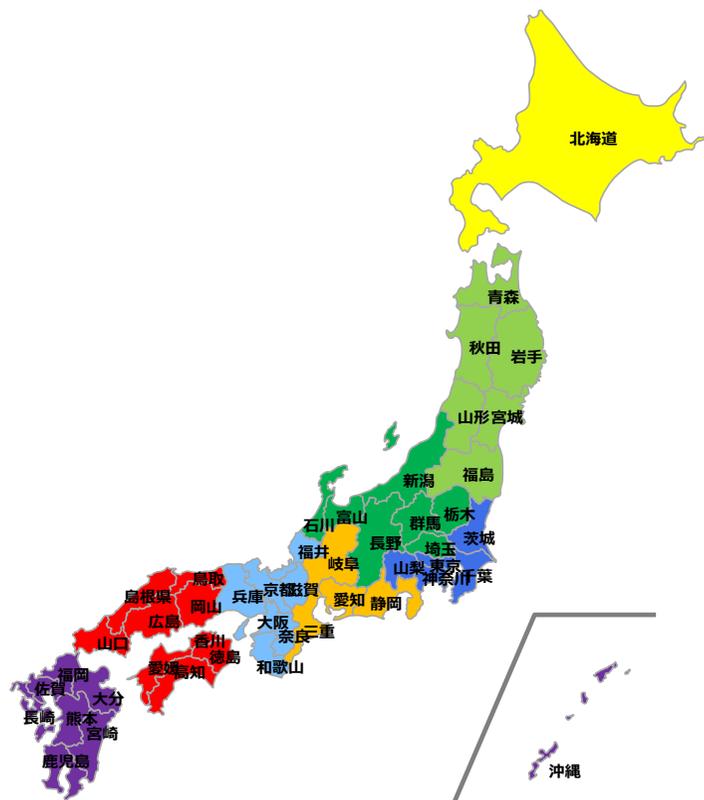
	都道府県 指定都市	
令和6年中に実施済み	20	10
令和7年度中に実施予定	17	5
令和8年度以降の 実施を検討中	10	5



※令和7年3月31日時点

令和7年度全国ブロック会議（入院者訪問支援事業）

- 全国で7ブロック（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は8ブロック）に分かれて会議を開催し、各自治体において入院者訪問支援事業について円滑な事業実施が行えるよう、横展開の場、都道府県等同士の互助関係を構築する場として、各自治体における事例発表や意見交換を行った。



- ・東北ブロック：令和7年7月30日（水）
- ・北関東・北陸・信越ブロック：令和7年7月8日（火）
- ・南関東・東京ブロック：令和7年7月24日（木）
- ・東海ブロック：令和7年8月4日（月）
- ・近畿ブロック：令和7年10月29日（水）
- ・中国・四国ブロック：令和7年7月2日（水）
- ・九州・沖縄ブロック：令和7年8月28日（木）

実践報告（事前課題動画）

- ・静岡県
- ・札幌市

※令和7年度ブロック会議資料については、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル」サイトに掲載（QRコードからもアクセス可能）

<https://nimohoukatsu.mhlw.go.jp/achv/539.html>



静岡県における入院者訪問支援事業の取組について

- 事業実施に関して、県がリーダーシップを発揮し、直営で事務局の運営や訪問支援員養成研修及び各種会議体の開催を行っている。
- 県内の指定都市の連携体制が整備されており、全県で原則統一された運用で事業を実施している。併せて、既存のネットワークを活用し、精神科病院や職能団体との協働体制が構築されている。

事業実施体制（令和6年度）

※令和6年4月～静岡市／令和6年10月～静岡県・浜松市 訪問支援開始

事業実施方法	直営	訪問支援対象者数（実人数）	14名（県、静岡市、浜松市合同）
訪問支援員選任者数	121名（県、静岡市、浜松市合同）	訪問支援総訪問回数（延人数）	17回（県、静岡市、浜松市合同）

オールShizuokaの構築

政令市や職能団体との協働

・オールShizuoka（県と政令市の連携）

平成26年 改正精神保健福祉法説明会を共同実施
平成26年 地域移行支援定着推進研修を開催（現在まで継続）
平成26年 措置業務連絡会を開催（現在まで継続）
平成28年 自立支援協議会地域移行部会の活動を共同実施（現在まで継続）
平成30年 措置入院者退院後支援ガイドライン作成及び研修の開催
令和5年 改正精神保健福祉法説明会を共同実施



県と政令市圏域をまたがって支援することが想定されたため、統一したルール作りが必要と考えた

政令市や職能団体との協働

・オールShizuoka（職能団体の連携）

精神科病院協会	・にも包括構築推進 ・実地指導推進 ・救急医療システム連絡委員会 ・措置入院適正運営協議会 ・精神保健福祉審議会 ・精神医療審査会 等
精神科看護協会	・にも包括構築推進 ・虐待防止研修関連 ・退院後生活環境相談員業務研修 等
精神保健福祉士協会	・にも包括構築推進 ・精神医療審査会 ・救急医療システム連絡委員会 ・措置入院適正運営協議会 ・退院後生活環境相談員業務研修 等
作業療法士会	・にも包括構築推進 ・退院後生活環境相談員業務研修 等

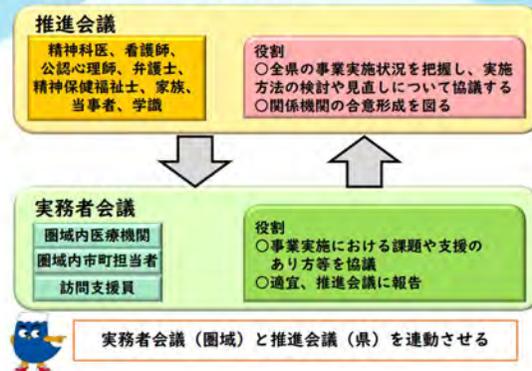


様々な事業を通じて日頃からやりとりがあったため、当事業を開始するにあたり、既存のネットワークを活用して相談やお問い合わせ

- 事業実施にあたり、県と指定都市の圏域をまたがるのが想定されたため、全県で統一された運用ルールを構築。
- 県と指定都市が合同で推進会議や研修を開催。県が事業実施要綱を作成し、実施要領は県・指定都市が独自で作成。
- 様々な事業を通じて日頃から連携のあった精神科病院協会や精神科看護協会、精神保健福祉士協会等の職能団体に協力を依頼。
- 既存のネットワークやこれまで培ってきた信頼関係を活用して、事業を「オールShizuoka」で実施する体制を構築することにつながった。

実務者会議（圏域）と推進会議（県）の連動

静岡県の事業実施概要 ～協議体の設置～



- 県内は8圏域（指定都市を含む）に分かれており、各圏域の状況に合わせた協議を行うため、所管する保健所に事業の事務局を設置。
- 各圏域で行う実務者会議にて圏域の課題を協議し、その内容を推進会議に報告することで、現場の声を県全体の課題として協議。
- 事業により本人のエンパワメントが図られた後に、他の事業や支援者とつながることが必要となることから、にも包括との連動を意識。

札幌市における入院者訪問支援事業の取組について

- 先行（試行）実施から推進会議及び実務者会議を活用し課題等を精査。訪問活動における対象者や事業実施フ
 ー等一等を定め、全市域での実施体制を構築。また、事業を利用した入院患者や病院の担当職員に対してアンケート
 調査を実施し、事業評価を行うことで、PDCAサイクルに沿った事業実施を行っている。
- 医療機関や当事者団体、当事者家族団体、職能団体と連携し、官民共同による事業実施体制を構築している。

事業実施体制（令和6年度）

※令和6年6月～ 訪問支援開始

事業実施方法	委託（訪問支援活動）	訪問支援対象者数（実人数）	65名
訪問支援員選任者数	22名	訪問支援総訪問回数（延人数）	103回

医療機関や当事者との協働による事業周知

令和6年度の事業経過

R6.10

R6.11～

実務者向け説明会の実施

○ 背景・目的

- 本事業の運営役（キーパーソン）となる病院職員（相談員等）に事業を十分に理解してもらう必要がある。

○ 参加者

- 参加病院：33病院
- 参加者：70名（会場参加：30名 オンライン：40名）
 ※PSW、Ns.、Dr.等が参加

○ 内容

- (行政説明) 入院者訪問支援事業について
- (外部講師による講演：当事者) 当事者による精神科病院入院の体験共有
- (外部講師による講演：精神科病院院長) 精神科病院の人格・権利擁護
- (行政説明) 札幌市における事業の実践状況と今後の対応について



市内全精神科病院へ展開

- 先行実施の状況を踏まえ、様々な属性の構成員による推進会議や実務者会議で事業の実施方法や対象者を検討。
- 全市域での実施に向けて、事業の理解を深めることを目的として、病院の実務者（医師・看護師・精神保健福祉士等）を対象とした説明会を開催。行政説明だけでなく、当事者に事業に期待することや、精神科医師から権利擁護について話をしてもらうことで、事業の必要性の共有や理解が深まった。

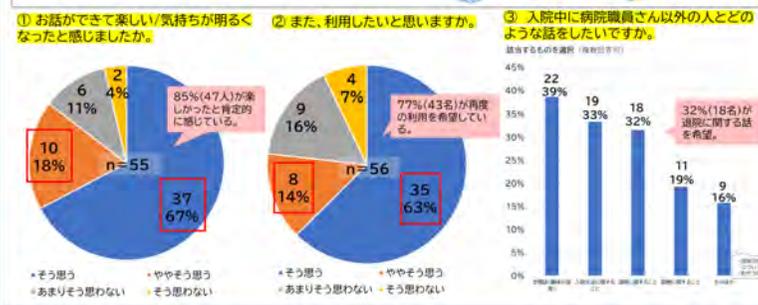
出典：令和7年度ブロック会議事前課題資料（札幌市）

ニーズを確認しながら事業を構築

(参考) アンケート結果

患者向けアンケート

実施期間：R6.11.1～R7.3.31
 回答者数：57名
 対象者：初回面談を実施した患者



- 推進会議の協議の中で、事業を利用した入院患者や病院の担当職員に対するアンケート調査の実施が提起。
- 事業を利用した入院患者のニーズや病院が感じる効果等を把握することで事業評価を実施。
- 利用者からの評価を踏まえ、実際の訪問活動や各種会議体における協議を繰り返すことで、PDCAサイクルに沿った事業実施を実現。

静岡県・札幌市に共通する取組（関係機関の理解を深めるための働きかけ）

- 精神科病院をはじめとした関係機関に対する自治体担当者による丁寧な説明（個別訪問・会議体の活用）を行うことで、事業の趣旨や必要性等の理解を深めるための働きかけを繰り返し実施している。
- 自治体だけで事業に取り組むのではなく、官民協働による実施体制を構築している。

出典：令和7年度ブロック会議事前課題資料（静岡県・札幌市）

静岡県の取組

静岡県の事業実施概要 ～研修対象者～

- 精神科医療機関職員
- 障害福祉サービス事業所等の職員
- 相談支援専門員
- 職能団体（日本精神科看護協会静岡県支部、静岡県精神保健福祉士協会、静岡県作業療法士会、静岡県公認心理師協会、静岡県弁護士会）
- その他、保健福祉医療現場での実践経験がある者
- 精神障害のある方（ピアサポーターを含む）及びその家族等
- ボランティア
- 医療、看護、福祉、リハビリ、教育に関する勉学を修する学生
- 民生委員
- その他、上記に掲げる者以外に受講が適当と県及び政令市が認めた者



- 訪問支援員養成研修の開催に合わせ、各職能団体のほか、市町担当課、精神科医療機関に対して周知。
- 非専門職の方に参加を促進するために、県の家族会連合会や県内の福祉系及び看護系大学に赴き説明。ピアサポーターやボランティアについては各保健所からも周知。

札幌市の取組

令和6年度の事業経過

R5年度/R6.4～

前年度の準備

○ 事業開始の頭出し

- 精神科病院協会やメインターゲットとして国も挙げていた市長同意による入院患者の多い病院へ個別訪問で説明
- 関係会議や説明会にて説明
 - ・ 精神科病院事務長会議
 - ・ 法改正にかかる精神科病院向け説明会
 - ・ 精神保健福祉審議会

訪問活動開始に向けた準備(R6.4～)

○ 受託事業者との打ち合わせ

- 4月の事業開始時より月1回の定例ミーティングを開始
 - ・ 訪問活動の方法について
 - ・ 使用する様式やチラシ等を整備

年度通して月1回のミーティングを実施

R6.6～

先行実施病院での実施

○ 背景・目的

- 管内の精神科病院数が高く、いきなり全病院を対象に開始すると混乱を招く可能性が高い。
- 先行(試行)実施を行い、対象者及び病院側の意見聴取を通して課題等の精査を図る必要がある。
- 2回目の面会を希望する方の状況などニーズ量を把握したうえで、対象病院を拡大した際の対象者設定を検討する必要がある。

○ 内容

■ 対象病院

さっぽろ香雪病院	旭山病院
五稜会病院	とさわ病院

■ 対象者

- ・ 原則、札幌市長同意による医療保護入院者
 - ・ 外部との交流機会が少ない長期入院者等
- ただし、対象者への配慮の観点から以下の場合を除く
- ① 意思疎通困難など病状から面会しない方がよい方
 - ② 面会交流を拒否している方

- 日常的に医療機関等との連携の機会が多い行政の強みを活かし、事業の周知や理解を深めることを目的として、積極的に個別訪問を実施。
- 事業実施にあたっては受託事業者との定期的なミーティングを行うことで、事業の課題や方向性について共通認識を持った上で取り組むことができた。

両自治体の取組から見える自治体の役割

- 事業の対象者は自尊心低下や孤独感もあり、自らの意志や希望を発信することは難しい状況である可能性もあり、事業を必要としている対象者に対し、どのように情報が届けられるかが、事業推進に取って大きな要因となる。
- 市町村や精神科病院をはじめとして、対象者と接する機会がある各関係機関が、事業の目的や必要性を正しく理解し、対象者自身のために活用できる制度として、事業に関する説明や必要な情報提供が行われることが重要となる。
- そのためには、各自治体がそれぞれの地域において、事業に関する周知や理解を深めるための働きかけを行うことが期待される。

入院者訪問支援事業の実施に係る自治体の課題等

キーワード

都道府県・指定都市

事業運営・事業展開



- 訪問支援員の派遣について、モデル実施の実績をふまえ、全県での標準的な実施体制をどのように確立するか。
- 訪問支援員の人材確保や多様な属性を持つ人々に受講してもらうために、研修の枠組みや募集方法について、どのような働きかけや工夫をすればよいか。
- 訪問支援員が活動内容に関して相談することができる等のフォローアップ体制をどのように構築するか。
- 安定的かつ持続的な事業運営を行うための事務局体制（人材配置や受付時間等）をどのように整備するか。
- 事業を適切に評価し、必要な予算を確保するための方策をどのように構築するか。

医療機関や近隣自治体
（市町村や隣接する都
道府県等）との
連携や周知・広報



- 支援対象者が事業を利用しやすくなるよう、当該事業の周知を担う市町村の事業に関する理解を深めてもらうための方策や連携体制をどのように構築するか。
- 支援対象者が事業を利用しやすくなるよう、医療機関と連携し、支援対象者に対して事業の周知等の協力を得るための体制をどのように構築するか。
- 都道府県・指定都市の圏域をまたぐ対象者に対して、事業を適切に利用してもらうための役割分担や連携体制をどのように構築するか。

市区町村

事業の周知・広報



- 事業対象となる入院患者や医療機関に対する事業の理解を深めるために、市町村長同意による面会機会等を活用した周知や広報について、どのような工夫をすればよいか。

都道府県・指定都市
との連携強化



- 事業の実施状況や課題等の必要な情報共有等について、実施主体である都道府県・指定都市との連携体制をどのように構築するか。

入院者訪問支援事業において市町村に期待されること

- 市町村長同意後の面会時に、入院者に対してリーフレット等を用いて入院者訪問支援事業の紹介を行う。
- 都道府県等が実施する訪問支援員養成研修の実施や、訪問支援員の派遣に関して協力を行う。
- 都道府県等の求めに応じて、会議体や打ち合わせ等に参画し、都道府県等及び関係機関との連携を図る。

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領（抄）

第2部 市町村

第3 業務

3 医療保護入院に係る市町村長同意及び同意後の業務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項及び第六項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」（昭和63年6月22日付障発743号発各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知）中の「五 同意後の事務」に定められているとおり、入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握することなど、適切に業務を実施すること。また、市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するものとして法第35条の2において入院者訪問支援事業が法定化された。都道府県等が本事業を実施している場合においては、市町村長同意後の入院者との面会時にリーフレット等を用いて本事業について紹介するほか、本人が本事業の利用を希望した際には、訪問が速やかに実施されるように都道府県等と連携を図ること。

市町村が行う協力（例）

- 事業の周知（庁舎内にポスターを掲示する・入院患者等にリーフレットの配布する等）
- 訪問支援員養成研修の講師・ファシリテーターとして職員を派遣する、開催案内の周知等
- 推進会議・実務者会議への参加 等